

平成 21 年 8 月 6 日
北海道電力株式会社

泊発電所 2 号機における保安規定に定める
運転上の制限の逸脱について（続報）

第 14 回定期検査中の泊発電所 2 号機（加圧水型軽水炉、定格電気出力 57 万 9 千 kW）において、平成 21 年 8 月 2 日、制御棒駆動装置動作試験¹を行っていましたが、中性子源領域中性子束高による原子炉トリップ機能²が必要であるところ、動作機能が解除されていることを確認しました。

この状況は、保安規定第 33 条に定める運転上の制限³を満足しないことから 19 時 18 分に運転上の制限を逸脱していたと判断しました。

同時に、原子炉トリップしゃ断器⁴を開放し、運転上の制限の逸脱を解除しました。

なお、制御棒駆動装置動作試験時において、原子炉トリップ機能が解除されていても、ほう素濃度が適切に管理されており、臨界には至らず、原子炉の安全性は確保されています。

また、今回の事象による環境への放射能の影響はありません。

1：制御棒駆動装置動作試験

制御棒が正常に引き抜き・挿入できることを確認する試験。

2：中性子源領域中性子束高による原子炉トリップ機能

原子炉臨界前の状態において急激な中性子の密度上昇により制御棒を自動的に挿入させ、原子炉を安全に停止させるために必要な機能。

3：運転上の制限

保安規定では原子炉の運転状態に応じ、「運転上の制限」などが定められており、保安規定第 33 条では、原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き抜きができる状態において中性子源領域中性子束高による原子炉トリップ機能が要求されている。

4：原子炉トリップしゃ断器

制御棒駆動装置への電源を供給・しゃ断する機能を有する装置。

（平成 21 年 8 月 3 日 連絡済）

その後、泊発電所 1 号機、2 号機および 3 号機について、同様の状況の有無を確認した結果、泊発電所 1 号機第 15 回定期検査における制御棒駆動装置動作試験（平成 20 年 11 月 23 日および 30 日実施）においても、運転上の制限を満足しない状況であったことを確認しました。

なお、2 号機と同様に試験時には、ほう素濃度が適切に管理されており、臨界には至らず、原子炉の安全性は確保されていました。

また、環境への放射能の影響はありませんでした。

本件についても、経済産業省に報告済みです。

以上